別表

区　分	表　記　の　基　準
漢　字	⑴　使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第１号）によること。 ⑵　原典をそのまま載せる必要のある場合、固有名詞又は専門的な用語を用いる必要のある場合などで、⑴によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。 ⑶　常用漢字の字体については、原則として「常用漢字表」によること。 ⑷　常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。
仮　名	平仮名を用いること。ただし、外来語、擬声語、生物名などを表記する場合、原典をそのまま載せる必要のある場合及び地図の地名に振り仮名を付ける場合などは、この限りでないこと。この場合において、片仮名を用いる場合には、原則として、「外来語の表記」(平成３年内閣告示第２号）第１表及び第２表によること。
文　体	特に学習上必要な場合及び原典をそのまま載せる必要のある場合を除き、現代口語文を用いること。
仮名遣い	⑴　現代口語文においては、「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第１号）を用いること。ただし、近代詩歌などの原典をそのまま載せる必要がある場合には、この限りでないこと。 ⑵　文語文においては、原則として歴史的仮名遣いを用いるものとし、必要に応じて、適切な配慮をすること。ただし、芸術科「音楽」の歌詞については、歌詞が文語文の場合でも、「現代仮名遣い」を用いるか又は併記すること。
送り仮名	原則として、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第２号）の通則１から通則６までの「本則」及び「例外」、通則７並びに「付表の語」(１のなお書きの部分を除く。)によること。
ローマ字つづり	「ローマ字のつづり方」(昭和29年内閣告示第１号）の第１表又は第２表(「そえがき」を含む。)によること。
地名・人名	⑴　我が国の地名の表記は、法令などの官報に記載されたものによるが、不備のものについては、国土交通省国土地理院発行地形図及び海上保安庁発行海図に記載されたものによること。 ⑵　外国の国名の表記は、原則として外務省公表資料等信頼性の高い資料によること。 ⑶　外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。 ⑷　地名・人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。
用語・記号	⑴　学習指導要領に示す用語及び記号で生徒用として適当なものは、これによること。 ⑵　地図記号は、特殊なものを除き、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。 ⑶　⑴及び⑵以外の用語及び記号で各教科に対応した学術用語集、日本工業規格（ＪＩＳ）、日本農林規格（ＪＡＳ）又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、これらによること。ただし、生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語・記号によることが適当である場合などは、これらによらないことができること。
計量単位	⑴　計量単位及びその記号は、「計量法」(平成４年法律第51号）によること。ただし、当該計量単位の中に国際単位系（ＳＩ）の単位又はＳＩと併用される単位がある場合には、原則としてこれによること。 ⑵　特定の目的に慣用上又は学術上認められる単位で、計量法の規定に抵触していないと認められるものは用いることができること。

官　報

官　報　号

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、平成20年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況を次のとおり報告する。

平成20年度予算使用の状況

（平成20年度出納整理期間を含む。）
（財　務　省　調　査）

１．一　般　会　計

⑴　概　　要

平成20年度第４・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、45,328,035,283千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、24,923,889,346千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、20,404,145,936千円である。

また、平成20年度における収納済歳入額は　89,208,229,535千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　84,697,395,043千円
であって、差引き　4,510,834,492千円
の剰余を生ずる。

なお、上記の収納済歳入額には決算調整資金に関する法律（昭和53年法律第４号）第７条第１項の規定により決算調整資金から受け入れた額　718,175,673千円
を含んでいる。

上記の剰余金4,510,834,492千円には、平成19年度までに発生した剰余金の使用残額　0千円
が含まれているので、差引き、平成20年度新規発生剰余金は　4,510,834,492千円
となる。

この新規発生剰余金から、平成21年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　4,510,834,492千円
を控除すると繰越歳出予算財源控除後の平成20年度新規発生剰余金は皆無となり、平成20年度における財政法（昭和22年法律第34号）第６条の純剰余金は生じない。

なお、平成20年度における地方交付税交付金等財源として純剰余金の計算上控除する額はない。

⑵　歳　　入

平成20年度第４・四半期中の収納済歳入額は、45,328,035,283千円であって、歳入予算額88,911,212,716千円に対して50.9％（前年同期48.5％）の収入割合となる。これを前年同期40,684,906,585千円に比べると4,643,128,697千円の増加となる。

これは、所得税において1,140,493,634千円の減少があったが、公債金において5,691,392,844千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区　分	20年度第４・四半期	前　年　同　期
租税及印紙収入	28,224,133,876	33,919,295,225
官業益金及官業収入	3,840,049	4,049,166
政府資産整理収入	50,002,666	95,751,853
雑収入	5,464,513,525	1,489,833,692
公債金	10,867,369,492	5,175,976,647
決算調整資金受入	718,175,673	—
計	45,328,035,283	40,684,906,585